

上尾市職員の懲戒処分等に関する公表基準

第1 目的

公務員倫理の確立と行政の説明責任の観点から、地方公務員法に基づく懲戒処分等を行った場合は、原則として下記により公表することとし、もって、職員に対し公務員としての自覚を喚起し、不祥事の防止について徹底を図る。

第2 公表する懲戒処分等

- (1) 地方公務員法に基づく全ての懲戒処分（免職、停職、減給及び戒告）
- (2) 地方公務員法に基づく刑事事件に関し起訴された場合の休職処分

第3 公表の例外

次に掲げる場合には、処分の公表を行わないものとする。

- (1) 被害者等が公表しないことを求めている場合
- (2) 過失による交通事故（死亡事故を除く）の場合

第4 公表する内容

- (1) 公表する内容は、原則として次に掲げる事項とする。

ア 所属名

イ 職位

ウ 年齢

エ 性別

オ 処分年月日

カ 処分内容

キ 事件の概要

- (2) 氏名の公表について

ア 懲戒免職の場合

イ その他、本人の重大な法令違反や非行の場合で、社会に及ぼす影響の著しい事案

第5 公表の時期

公表は、処分後速やかに行う。

附 則

この基準は、決裁の日から施行する。